

第3回独立行政法人国民生活センター契約監視委員会議事概要

開催日	平成22年1月6日(水)	
場所	独立行政法人国民生活センター東京事務所5階特別会議室	
出席委員氏名	委員長 高橋 京太(独立行政法人国民生活センター監事) 委員 有川 博(日本大学総合科学研究所教授) 委員 山内 容(弁護士) 委員 竹内 啓博(公認会計士・税理士) 委員 島崎 芳征(独立行政法人国民生活センター監事)	
抽出案件	15件	(備考)
(内訳)		
一般競争入札	2件	
随意契約	13件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>【事案1】全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O－N E T）メインセンター用・ハードウェアの賃貸借及び保守（さいたま市、かながわ中央）</p> <ul style="list-style-type: none">・このシステムで使用しているソフトウェアの著作権は、どこが有しているのか。・現在、競争入札を経た新システムへの移行期間中であり、移行までは随意契約によらざるを得ないとする。	<ul style="list-style-type: none">・契約事業者が有しており、契約内容としては前回会議の事案10と同様である。なお、新システムに移行後は、このソフトウェアの賃貸借契約はなくなる。 <p style="text-align: center;">—</p>
<p>【事案2】全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O－N E T）消費生活センター用ソフトウェアの賃貸借及び保守</p> <p>【事案3】全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O－N E T）中央省庁用ソフトウェアの賃貸借及び保守</p> <ul style="list-style-type: none">・現在、競争入札によるシステムへの移行期間中とのことであるが、新システム移行後も業者が著作権を有するソフトウェアを使用することになるのか。・現在、競争入札を経た新システムへの移行期間中であり、移行までは当該システムを稼働させるためには著作権を有するソフトウェアを賃貸借しなければならないことから、随意契約によらざるを得ないとする。	<ul style="list-style-type: none">・新システムにおいては、著作権を有するソフトウェアに依存するシステムにはなっていない。 <p style="text-align: center;">—</p>
<p>【事案4】即時入力システムに関するプログラム・プロダクト・サポート・サービス（ソフトウェアのサポート保守）</p> <p>【事案5】「消費生活相談支援システム—即時入力機能」ソフトウェア他の賃貸借</p> <ul style="list-style-type: none">・両契約の関係は、どうなっているのか。・このソフトウェアの著作権も契約事業者が有	<ul style="list-style-type: none">・ソフトウェアの賃貸借契約と、当該賃貸借したソフトウェアの保守契約である。・その通りである。

<p>しているのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新システム移行後も、このソフトウェアを使用することになるのか。 ・現在、競争入札を経た新システムへの移行期間中であるが、移行までは当該システムを稼働させるためには事業者が著作権を有するソフトウェアを賃貸借しなければならないことから、随意契約によらざるを得ないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新システム移行後は、使用しない。 <p>—</p>
<p>【事案6】全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O-N E T）消費生活相談カード直接作成端末のデータ移行作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この移行作業は、新システムに移行するために必要な作業なのか。 <p>・当該システムを稼働させるためには著作権を有するソフトウェアを賃貸借しなければならないことから、新システムへの移行までの期間は随意契約によらざるを得ないと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新システムに移行するための作業ではなく、直接作成システムで使用するサーバ機器を更新する際のデータ移行作業であり、今回限りの契約である。なお、新システム移行後は、当該ソフトウェアは使用しない。 <p>—</p>
<p>【事案7】霞が関WANサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約金額は、年額か。 ・当該サービスを供給する事業者が一者であることから、随意契約によらざるを得ないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額は、月額である。 <p>—</p>
<p>【事案8】全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O-N E T）サブセンター用機器賃貸借</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格はどのように設定したのか。 ・新システム以降後も、当該システムを使用するのか。 ・1次調達は、何者参加したのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者見積及び物価資料を参考に設定した。 ・新システムに係る端末は、既に競争入札により1次調達済みであり、現在、2次調達を行っているところである。 ・3者である。

<ul style="list-style-type: none"> ・次期更新に際しては、一者応札とならないよう契約業者以外からの情報収集を行い、仕様書等の作成及び参加条件の検討に資する必要があると思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえ、対応したい。
<p>【事案9】東京都相談情報直接入力システムに関するソフトウェアの保守</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他にこういうことがやれる事業者が、どのくらいあると考えるか。 ・公告方法は、どのような方法か。 ・事業者の業務実施の準備期間を考えると、公告期間の延長及び公告時期の前倒しを実施してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者でなくとも事業を行っていることから、システム関係会社であれば可能と考えているが、参加者が少ない状況である。したがって、改善方法として、公告期間の延長及び公告時期の前倒しを考えている。 ・事務所掲示板及びホームページにより公告している。 ・平成22年度の実施においては、そのように対処することとしたい。
<p>【事案10】消費生活相談データベースの賃貸借</p> <ul style="list-style-type: none"> ・随意契約の見直し計画の前倒しを行い、平成21年度に競争入札を実施したとのことであるが、ソフトウェアは従前のシステムを使用しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存ソフトウェアの保守期限が切れたことから、新たにシステム開発を行った。
<p>【事案11】個人情報保護に関する相談情報データベースシステムの賃貸借（再リース）</p> <p>【事案13】個人情報保護に関する相談情報データベースシステムの運用支援（21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該システムの更新は行わないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システム更新は当面行わないこととしているが、引続き現在の借入機器を使用する必要があるため、競争入札により調達した借入機器について再リース契約を締結した。また、運用支援については借入先でありシステム開発を行った事業者と従来から契約していたため、再リース契約により当該システムを使用する期間においても随意契約を締結した。

<ul style="list-style-type: none"> ・そのような事情であれば、随意契約によらざるを得ないものとする。 	<p>—</p>
<p>【事案 1 2】個人情報保護に関する相談情報データベースシステムの運用支援（20 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム更新はいつを予定しているか。 ・当該システム機器の借入先であり、また、システム開発事業者であることから、システム更新を行うまでの間、随意契約によらざるを得ないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度中を予定している。 <p>—</p>
<p>【事案 1 4】2009 年度キーワード改定対応業務（全国消費生活相談ネットワーク・システム (PIO-NET) 関連機器）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定価格はどのように設定しているのか。 ・改定作業の対象機器に搭載しているソフトウェアの著作権はどこが有しているのか。 ・システム開発元が著作権を有することから、随意契約によらざるを得ないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者見積りである。 ・システム開発元が著作権を有している。 <p>—</p>
<p>【事案 1 5】平成 20 年度キーワード改定対応業務（病院情報システム等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改定作業の対象機器に搭載しているソフトウェアの著作権はどこが有しているのか。 ・当該システム機器の借入先であり、またシステム開発事業者であることから、随意契約によらざるを得なかったと考えるが、著作権がセンター側にあるソフトウェアについては、競争性のある契約に移行することを常に念頭に置きながら契約手続を実施していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・センターが有している。 ・ご意見のとおり、公募等含め、競争性のある契約に移行できるかどうか、常に検討を行い契約手続を行うこととしたい。